

熊本県立鹿本高等学校生徒心得（鹿本高校生活における留意事項）

綱 領	
1 自主自律	進取の気象を涵養する
2 質実剛健	好学の気風を養成する
3 師弟同行	敬愛の美風を育成する

本校三綱領（自主自律・質実剛健・師弟同行）を基に、文武両道に励み、自己の目標を達成するよう様々な事に挑戦し、自己完成及び社会貢献できる力を養うことができるよう努めること。また、以下の注意点を理解し、充実した学校生活を送ることができるよう努めること。

I 生徒心得

- 1 さわやかな挨拶、場面に応じた礼法、けじめある言葉遣い、清潔感のある身だしなみ、他者への思いやりや配慮など、校内外を問わず品位と節度を持った言動と態度で生活すること。
- 2 基本的な生活習慣を確立させ、心身共に健康で、活力ある生活ができるよう努めること。また、時間を有効に使い、時間と心にゆとりを持って生活すること。特に始業5分前には、登校して教室へ入り、授業等の準備をするよう心がけ、下校時間も厳守し、速やかに帰宅すること。

II 日常心得

1 礼儀

敬謹の心を基本として、自分自身を大切にするとともに、他人の人権を尊重し、他人の心を温め、和らげ、より美しい秩序ある生活を築きあげるよう努める。

2 登下校時間

5分前行動を心がけ、時間に余裕を持った行動をすること。また、始業時間及び下校時間を厳守すること。

（1）始業時間 午前8時30分着席完了。

※ただし、学年の取組等で別時間登校が設定された場合は、その時間を遵守すること。

（2）下校時間 午後7時30分完全下校。

III 整容関係

1 制服

本校生徒は、指定の制服を着用すること。高校生らしく品位ある身だしなみであること。夏服は6月から10月、冬服は11月から5月までの着用を原則とするが、気候の状況に応じて夏服・冬服どちらも着用できる移行期間を設ける。移行期間や完全移行についての詳細は、学校より連絡をする。
着こなし等については後記参照のこと。

2 厳冬期（冬服期間）

- （1）登下校時のみ防寒着として制服の上からウインドブレーカーやジャンパーを着用してもよい。ただし、原動機付き自転車通学生は、本校指定のウインドブレーカーの内側に別の防寒着を着用することができる。
- （2）手袋、マフラー、ネックウォーマーの着用可。ただし、教室内での着用は禁止とする。ニット帽の着用は不可とする。
- （3）セーター及びガーディガンの着用も可とするが、後記のルールを厳守すること。
- （4）女子のタイツの着用も可とするが、色は黒のみとする。
- （5）膝掛け等の使用については担任及び教科担当者に申し出をすること。

3 頭髪

頭髪については、清潔で高校生にふさわしい髪であることを原則とし、視界を遮らない長さであること。肩にかかる長さの場合は、後ろをゴムで束ねること。パーマ、エクステンション、染色、脱色等の加工は不可とする。頭髪についての相談等がある場合は、学校へ連絡すること。

4 その他

眉の加工、化粧、ピアスなど学校生活に不要な行為は不可とする。

清潔感があり、品位ある容姿（頭髪、服装、言葉遣い、態度、爪の長さなど）であること。

IV 交通関係

1 通学

通学方法については、以下の（1）～（4）とし、（1）・（2）・（4）についてはそれぞれの規定に従い、許可申請をすることができる。許可を受けた場合は、交通道徳並びに交通法規を遵守し、事故を招かないように注意すること。通学時に、万が一、交通事故・交通違反が起きた場合は、ただちに学校へ連絡すること。

（1）自転車通学

- ① 自転車通学希望者は毎学年当初に所定の用紙にて許可を得ること。
- ② 防犯登録の上、T Sマークの取得、本校指定のステッカーを貼ること。
- ③ 自転車は、原則一般的な型。また、電動アシスト付き自転車も認める。
- ④ 自転車乗車時は、ヘルメットを着用すること。
- ⑤ 道路交通法に従い、登下校すること。
(二人乗り・並進・無灯火・携帯電話使用・イヤホン使用・傘さし運転等は禁止。)
- ⑥ 通学後は、所定の自転車置き場に駐輪し、必ず二重ロックを行うこと。
- ⑦ 購入する際は自動点灯ライト付き自転車を推奨する。
- ⑧ 学校周辺の狭い道路や交通量が多い箇所については、登下校時の安全面を考慮し、通行規制を設けているので必ず確認すること。
- ⑨ キックボードでの通学は禁止する。

（2）原動機付き自転車通学

- ① 原動機付き自転車通学の細則を確認し、所定の申請を行い、許可を得ること。
- ② 満16歳以上で、通学距離が原則10km以上であること。
1年次の通学については誕生日によって許可の日程が異なる。詳しくは原動機付き自転車通学希望者説明会において説明予定。必ず許可を得た上で免許を取得（免許取得は長期休暇時のみ）すること。
- ③ 使用する単車は、50cc以下で、スクーターであること。
- ④ 必ず白のフルフェイス・ウインドブレーカー（緑色・学校指定）を着用すること。
- ⑤ 道路交通法に従い、登下校すること。また、通学以外の目的で使用しないこと。
(速度違反・一時不停止・信号無視・二人乗り・スピード違反・ヘルメット不装着・イヤホン等の使用等は絶対にしないこと。)
- ⑥ 原動機付き自転車通学許可証として本校指定のステッカーをヘルメットの所定の位置に貼付し、本校指定の通学許可プレートを装着すること。
- ⑦ 自賠責保険のほか、必ず任意保険にも加入すること。
- ⑧ 運転記録証明書の交付申請に同意すること。（年度更新）
- ⑨ 事故に遭ったもの及び違反をしたものは、速やかに担任と交通係に申し出ること。
- ⑩ 交通社会の一員としての自覚を持って、常に安全運転に心がけること。
- ⑪ 学校周辺の狭い道路や交通量が多い箇所については、登下校時の安全面を考慮し、通行規制を設けているので必ず確認すること。
- ⑫ 以下の場合、原動機付き自転車通学許可を一時停止及び取り消す場合がある。
 - ア 許可後に交通違反・原動機付き自転車の貸借等の不正があった場合。
 - イ 無断で番号プレートを取り外した場合。
 - ウ 原動機付き自転車における交通違反あるいは通学規定外の行為をした場合。
 - エ 交通違反が2回を超えた場合、度重なる遅刻あるいは悪質な交通違反をした場合。

（3）バス通学、徒歩通学

- ① バス通学、徒歩通学による登下校については申請の必要はない。ただし、公共のマナー やルールを守り通学すること。

（4）保護者送迎

- ① 保護者による送迎については、校内乗り入れ許可申請（誰でも申請可）を行い、許可証を車の見える位置に置き入校すること。近隣の商業施設やアパート等の駐車場での乗降は厳に慎むこと。
- ② 保護者送迎による校内への乗り入れ時は、来賓駐車場（保健室前）のみを利用すること。
- ③ 職員駐車場・生徒昇降口・体育館周辺への乗り入れは、登下校する生徒の安全のため禁止する。
- ④ 生徒の登下校と重なる時間帯については校内及び正門付近での交通安全に特に留意すること。

(5) その他

- ①生徒の登下校は正門のみとする。
- ②登下校の際、近隣施設や私有地などを通行しないこと。

(6) 自転車通学生におけるヘルメット着用規則

- ① 自転車乗車時は、必ずヘルメットを正しく着用すること。
- ② ヘルメットの色・デザイン等については指定しない。
- ③ ヘルメット後方にステッカーを貼付する。
- ④ 保管については盗難防止に観点から、二重ロックで使用するチェーン状の鍵等でヘルメットと自転車を必ずロックすること。
- ⑤ ヘルメット着用は義務。
守れない場合は、自転車通学の停止や特別な指導の対象となる。
- ⑥ この規則は、令和7年1月より1・2年生対象に適用する。
令和7年4月より全学年対象とする。

2 自動車免許

自動車の運転免許取得は禁止する。ただし、3年生に限り、以下の条件を満たした場合、3学期家庭学習期間（原則大学入試共通テスト以降）から自動車学校への入校を許可する。

(1) 3年生時の許可申請の条件として、以下を満たしている場合に申請を行うことができる。

- ① 進路が決定していること。
- ② 欠点及び出席日数・授業時数不足がないこと。
- ③ 校納金等が未納でないこと。

(2) 許可された場合は、以下の点に留意すること。

- ① 学校行事（登校日・卒業式関係）を最優先すること。
- ② 教習はできるだけ明るいうちに受講し、服装は原則、制服とする。
- ③ 教習受講時には、自動車学校入校許可証を常に携帯すること。

V 携帯電話・スマートフォンについての規定

1 校内使用について

学校敷地内では機器の電源を切り、使用しないこと。但し、緊急な場合に限り、担任に申し出をし、対応してもらうこと。

2 保管について

機器はバッグの中など、他の生徒の目に触れないような場所で保管すること。紛失や盗難に注意し、自己の責任で管理すること。

3 使い方について

利便性の裏に潜む危険性を認識し、家庭でのルールを決め、有効利用すること。SNS等に個人情報を載せたり、他者を誹謗中傷する書き込みをしたりしないこと。

4 登下校時について

校外の使用においても公道、公共交通機関や公共施設内のルールやマナーを遵守する。他の方の迷惑にならないように十分配慮すること。

VI 校外活動時における携帯電話等の取扱規則

1 所持について

- (1) 当該引率教員及び顧問の指示により所持を可とする。
- (2) 所持にあたってはマナーモードまたは電源を切っておくこと。
- (3) 原則、鞄等に収納し、他者から見えないようにしておくこと。
- (4) 紛失・破損等についてはすべて個人の責任とする。

2 使用について

- (1) 集合時・研修時・食事等、全体での活動時の携帯電話・スマートフォンの使用は禁止。
- (2) 歩きながらや自転車・バイク等運転しながら等の使用は禁止。
- (3) 公共施設・公共交通機関での使用はマナーとモラルを遵守すること。
- (4) 他者の携帯・スマホには触れないこと。
- (5) SNS・インターネット上の書き込みや画像の投稿をしないこと。
写真撮影等において、場合によっては肖像権侵害や青少年保護育成条例等に抵触する可能性があるため十分に注意すること。
- (6) 消灯時間以降についても使用は原則禁止。
- (7) 携帯電話・スマートフォンによる電子決済については個人及び家庭での判断とする。ただし、使用する場合は、個人の購入物のみとする。

3 その他

- (1) 全体規則の下、各担当者の指導・指示に従うこと。
- (2) 利用する場所や時間を自分でコントロールできるようにすること。
使用の可否について判断できない場合や緊急を要する場合は担当教員へ申し出ること。
- (3) 海外等での使用については、各料金プランによって通信料や通話料が高額なになる場合があるので確認しておくこと。また、使用については宿泊施設等でのwi-fi環境での使用を推奨する。
- (4) 使用状況によっては生徒個人、もしくは全体における携帯電話・スマートフォン等の使用の禁止を命ずることがある。また、悪質な使用については特別な指導の対象とする。

VII 校外活動

常に鹿本高校生としての誇りと自覚を持ち、積極的に公徳の実践に努め、社会について正しい理解と健全な判断力を持った行動を心がること。また、警察及び地域からの共通指導事項である以下の項目について十分留意すること。

- 1 飲酒、喫煙、暴力行為、恐喝等本校生徒としてふさわしくない行為は禁止する。
- 2 高校生の立ち入りが禁止されている場所への出入りはしないこと。
(遊戯施設・ゲームセンター・パチンコ・カラオケやネットカフェ等の個室となる空間)
- 3 無断で宿泊、旅行、集会、金銭・物品の募集あるいは販売は禁止する。
- 4 夜間外出は禁止する。やむを得ず外出する必要がある場合は、午後9時までに帰宅すること。
- 5 テレビへの出演、コンテストに参加する場合は、学校の許可を得ること。
万が一、補導及び被害を受けた場合については以下の通り対応すること。
 - (1) 補導
 - ① 生徒証明書の提示を求められたら必ず見せること。
 - ② 学校名・学年・氏名などは素直に答え、注意や指導に従うこと。
 - ③ 担任または学校へ必ず届けること。
 - (2) 被害
 - ① 直ちに、学校・最寄りの警察に連絡すること。
 - ② 相手の特徴（背の高さ・髪型・服装・人相・人数など）を覚えておくこと。
 - ③ 交通事故の場合は、相手の名前、住所、車種、車の色、ナンバーなどを記録しておき、外傷がなくても、病院で診察を受けておくこと。また、警察及び担任または学校にもすぐ届けること。

VIII アルバイト

本校生のアルバイト従事に関しては、原則禁止とする。ただし、以下のものについては、学校に申し出をし、所定の「アルバイト許可願」を提出、承認された場合にのみ、従事することができる。

また、特別な事情がある場合には、必ず担任、生徒指導部の係職員に申し出をし、相談すること。

○新聞配達員（通年）

○神社における巫女、参拝客対応（山鹿灯籠祭時、年末年始に限る）

○郵便局における年賀状仕分け

3年生については、家庭学習期間において以下の許可条件を満たす者については、学校に申し出をし、所定の「アルバイト許可願」を提出、承認された場合にのみ、従事することができる。

【3年生家庭学習期間中のアルバイトの許可条件】

- (1) 進路が決定していること。
- (2) 卒業認定がされていること。
- (3) 出席状況（欠席・遅刻等）や授業態度が良好であること。
- (4) 課題や提出物の状況が良好であること。
- (5) 3年時に懲戒処分や生活上の指導・注意を受けていないこと。
- (6) 登校日は必ず学校に登校すること。
- (7) 従事については、2月1日以降とする。
- (8) 従事時間は8時～18時を原則とし、1日の従事時間が8時間を超えないこと。
- (9) 進路先への課題や登校日を優先すること。
- (10) その他
 - ① 保護者の同意、監督・指導が及ばない場合は許可しない。
 - ② 労働基準法、児童福祉法等の法規に違反するものは許可しない。
 - ③ 危険が伴う恐れがある場合や未成年立入禁止等、安全・衛生・福祉上望ましくない場合は許可しない。
 - ④ 従事時間が18時以降を超えるものや宿泊を伴うものは許可しない。
 - ⑤ 酒類の提供を主とする飲食店での接客については許可しない。
 - ⑥ 本条件への違反や無許可・無届でのアルバイトは特別指導の対象とする。

IX 一人一台端末の使用について

- 1 一人一台端末はあくまでも学習用である。学校での学習、家庭学習に使用すること。
- 2 端末は持ち帰っても良いが、授業で使用するので毎日持ってくること。
- 3 端末は丁寧に扱うこと。もし壊れたり、失くしたりした場合はすぐに申し出ること。
- 4 学年が上がるときにはそのまま持ち上がりになり、卒業時には、端末など周辺機器も含めて全て元通りにして学校に返却すること。

X 選挙運動・政治的活動・投票運動について

法令（公職選挙法）を遵守すること。

XI その他の注意事項

1 校内における行動

- (1) 所持品には明瞭に記名をし、自分の責任で管理すること。
- (2) 貴重品は原則持参しないこと。やむを得ず持参する場合は、担任（職員）に預けること。
- (3) 金銭、物品の紛失あるいは取得の場合には、速やかに担任（職員）に届けること。
- (4) 下校時には、設備、備品の後始末をするとともに窓締め、消灯、整理整頓に心掛けること。
- (5) 施設や備品等を使用する場合は、保管責任職員の許可を得て使用し、使用後は責任を持って返却すること。
- (6) 施設や備品等を、破損・汚損した場合は、すぐに担任（職員）に届け出ること。
- (7) 休業中及び下校時以後に指導を受ける以外の用件で校舎内に入る場合は、担任（職員）の許可を得ること。
- (8) 通学用靴についての指定はないが、サンダル類での登校はしないこと。また、上履きは所定のものを用いること。
- (9) その他、特別な事情等がある場合は、必ず学校に相談すること。

2 特別指導

学校では、以下のような行為があった場合は、その内容に応じて特別な指導及び懲戒を行うことがある。

- (1) 教師の指導に反抗し、また生徒を扇動し学校運営を困難にした場合。
- (2) 飲酒・喫煙をした場合。また、所持及び同席も同様。
- (3) 学校建築物、校具、学校施設等、公共物を故意に破損したり、無断で持ち出したりした場合。
- (4) 殴打、けんか、その他の暴力行為があった場合。
- (5) 試験において不正行為があった場合。また、それに類する行為があった場合。
- (6) 交通規則の違反があった場合。
- (7) 深夜徘徊、無断外泊があった場合。
- (8) 携帯電話・スマートフォンの校内使用及び悪質使用等の場合。
- (9) 無断アルバイトを行った場合。
- (10) 服装、髪型の行き過ぎがあった場合。
- (11) 無断欠席、欠課等学業怠慢の行為があった場合。
- (12) その他本校生徒として不適当と思われる行為があった場合。

3 その他

- (1) 欠席・遅刻の届け出については、学校・家庭・地域をつなぐ連絡システム「すぐーる」を活用し、保護者から学校に始業時前に連絡すること。緊急を要する場合は、学校への電話も可。
- (2) 登校後無断で外出、早退してはならない。やむを得ず外出が必要な場合は、担任に「外出許可証」をもらい外出すること。また、体調不良等で早退が必要な場合は、担任・養護教諭等に相談し、保護者に連絡の上、早退すること。

令和4年2月改正
令和5年12月改正
令和6年12月改正

後記

1 制服

正しく着こなし、社会通念上のモラルやマナーに反しない身だしなみを心がけ、以下の点に留意すること。

2・3年生

- 男子
- 〔夏〕 シャツ（半袖・長袖）・ズボン
 - 〔冬〕 学ラン・ズボン・校章・学年章
 - 〔夏冬〕 シャツの裾はズボンの中に入れ、ベルトを着用すること。
 - 〔夏〕 シャツは、ニット製のものと通常のものどちらを着用してもよい。ただし、下着は、柄やプリントがシャツから透けないものを着用すること。
 - 〔冬〕 右襟には校章、左襟には年組章をつけること。
 - 〔冬〕 短ランなどに加工しないこと。

女子

- 〔夏〕 セーラー（半袖・長袖）・スカート・スカーフ（リボン）
- 〔冬〕 セーラー・スカート・スカーフ（リボン）・年組章
- 〔夏冬〕 スカートの丈は膝が隠れる長さであること。
- 〔夏冬〕 スカーフ（リボン）を着用すること。
- 〔夏冬〕 長袖の袖のボタンは留めておくこと。
- 〔夏〕 長袖、半袖どちらを着用してもよい。
- 〔冬〕 左胸のポケットに年組章をつけること。

1年生

- 男子
- 〔夏〕 シャツ（半袖・長袖）・ズボン・ネクタイ
 - 〔冬〕 ブレザー・ズボン・シャツ・ネクタイ・校章
 - 〔夏冬〕 シャツの裾はズボンの中に入れ、ベルトを着用すること。
 - 〔夏冬〕 ネクタイを着用すること。ただし、夏服時は自由とする。
 - 〔夏冬〕 ベストやセーターは指定のものを着用すること。（任意）
 - 〔夏〕 シャツの下着は、柄やプリントがシャツから透けないものを着用すること。
 - 〔冬〕 左襟に校章をつけること。
 - 〔冬〕 加工しないこと。

女子

- 〔夏〕 シャツ（半袖・長袖）・スカート○rズボン・ネクタイ○rリボン
- 〔冬〕 ブレザー・スカート○rズボン・シャツ・ネクタイ○rリボン・校章
- 〔夏冬〕 スカートの丈は膝が隠れる長さであること。
- 〔夏冬〕 ネクタイ○rリボンを着用すること。ただし、夏服時は自由とする。式典時は、ネクタイに統一する。
- 〔夏冬〕 ベストやセーターは指定のものを着用すること。（任意）
- 〔夏冬〕 長袖の袖のボタンは留めておくこと。
- 〔冬〕 左襟に校章をつけること。

2 セーター・カーディガンの着用について（2・3年生のみ）

- 1 着用にあたっては男子セーター、女子カーディガンとする。ジャージ等については現行通り厳冬期の登下校時のみとする。
- 2 着用できるものは白・黒・紺・ベージュ（ボタン同色）の四色とする。
- 3 男子のセーター
 - (1) 襟が見える形のもの。
 - (2) 丈は腰からお尻にかかるくらいまでの長さのもの。
 - (3) フードがないもの。
 - (4) 無地でワンポイントまで（大きすぎない）のものとする。
 - (5) 生地の厚さは特に指定しない。
 - (6) 着用時は、襟を必ず出す、手は必ず出すようにする。
- 4 女子のカーディガン
 - (1) リボンが見えるVネックの形のもの。
 - (2) ポケットはありでもなしでもよい。
 - (3) 丈は腰からお尻にかかるくらいまでの長さのもの。
 - (4) フードがないもの。
 - (5) 無地でワンポイントまで（大きすぎない）のものとする。
 - (6) 生地の厚さは特に指定しない。
 - (7) 着用時は、ボタンはすべて閉じ、手は必ず出すようにする。
- 5 登下校及び授業等での校内における着用を可とする。ただし、式典関係時は着用不可とする。（集会時等は可）
- 6 ルールが守れない場合、着用を禁止とする。
- 7 着用は原則冬服時とする。ただし、制服移行期間中においては夏服での着用も認める。